

改 正 後										改 正 前										
個⑥059-2 特定中小企業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【表面】										個⑥059-2 特定中小企業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【表面】										
特定中小企業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書										(新 設)										
(平成 年分)										氏 名										
経営の改善に関する指導及び助言を受けた認定経営革新等支援機関の名称		①								経営の改善に関する指導及び助言を受けた認定経営革新等支援機関の名称		①								
事業名		②								事業名		②								
資産	種類	③								種類		③								
	設備の名称	④								設備の名称		④								
区分	取得年月日	⑤	平	・	・	平	・	・	平	・	・	平	・	・	平	・	・	平	・	・
	指定事業の用に供した年月日	⑥	平	・	・	平	・	・	平	・	・	平	・	・	平	・	・	平	・	・
取得価額又は製作価額		⑦		円		円		円		円		円		円		円		円		
所 得 税 額 の 特 別 控 除 額 の 計 算																				
本年分	取得価額の合計額 (⑦の合計)	⑧		円	前 年 繰 越 分	差引本年税額基準額残額 (⑪－⑫)	⑮		円											
	税 額 控 除 限 度 額 (⑧× $\frac{7}{100}$)	⑨		繰越税額控除限度超過額 (⑫の「平成 年分」)		⑯														
	事業所得に係る所得税額	⑩		同上のうち本年繰越税額控除可能額 (⑮と⑯のうち少ない金額)		⑰														
	本年税額基準額 (⑩× $\frac{20}{100}$)	⑪		所 得 税 額 超 過 構 成 額		⑱														
	本年税額控除可能額 (⑨と⑪のうち少ない金額)	⑫		本年繰越税額控除額 (⑰－⑱)		⑲														
	所得税額超過構成額	⑬		所得税額の特別控除額 (⑭＋⑲)		⑳														
	本年分の特別控除額 (⑫－⑬)	⑭																		
翌 年 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 の 計 算																				
年 分	前 年 繰 越 額 又 は 本 年 税 額 控 除 限 度 額	本 年 控 除 可 能 額 等			翌 年 繰 越 額 (㉑－㉒)															
	㉑	㉒			㉓															
平成 年分 (前年分)		円			(⑰の金額) 円			外 円												
本 年 分		(⑨の金額)			(⑱の金額)															
合 計																				
設 備 の 概 要																				

改 正 後	改 正 前
個⑥059-2 特定中小企業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【裏面】 特定中小企業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書 この明細書は、青色申告書を提出する個人が、租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の5の3第3項及び第4項に規定する特定中小企業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除の適用を受けるときに使用します。 この明細書は、特定中小企業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。 1 記載要領 (1) 「②」欄には、租税特別措置法施行令第5条の6の3及び租税特別措置法施行規則第5条の10に規定する事業名を記載します。 (2) 「③」欄及び「④」欄には、経営改善設備の耐用年数省令別表第一に定める種類及び設備の名称を記載します。 (3) 「⑦」欄には、所得税法第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。 (4) 「⑩」欄には、次の算式により計算した額を記載します。 総所得金額に係る所得税額 × $\frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$ (注) 1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、特定震災指定寄附金特別控除（震災特例法8）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定長期優良住宅新築等特別税額控除（措法41の19の4）及び外国税額控除（所法95）の規定を適用しないで計算した額です。 2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。 (5) 「⑬」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「㉓」欄のBの金額を記載します。 (6) 「⑭」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「㉔」欄のBの金額を記載します。 (7) 「㉑」欄の外書きには、措法第10条の6の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合に、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「所得税額超過構成額B」の各欄の金額を記載します。 この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて書きます。 (8) 「設備の概要」には、その設備が経営改善設備に該当することの詳細を記載します。 2 提出先 納税地を所轄する税務署長 3 根拠条文 措法第10条の5の3	個⑥059-2 特定中小企業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【裏面】 (新 設)